

安全目標に関し前回委員会（平成 25 年 4 月 3 日）までに議論された主な事項

平成 25 年 4 月 10 日

原子力規制庁

340

- ①平成 18 年までに旧原子力安全委員会安全目標専門部会において詳細な検討がおこなわれており（※）、この検討結果は原子力規制委員会が安全目標を議論する上で十分に議論の基礎となるものと考えられること。

※安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ（平成 15 年 12 月）

発電用軽水型原子炉施設の性能目標について-安全目標案に対応する性能目標
について-（平成 18 年 3 月 28 日）

- ②ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質による環境への汚染の視点も安全目標の中に取り込み、万一の事故の場合でも環境への影響をできるだけ小さくとどめる必要がある。

具体的には、世界各国の例も参考に、発電用原子炉については、

- ・事故時の Cs¹³⁷ の放出量が 100TBq を超えるような事故の発生頻度は、100 万炉年に 1 回程度を超えないように抑制されるべきである（テロ等によるものを除く）

ことを、追加するべきであること。

- ③バックフィット規制の導入の趣旨に鑑み、現状では安全目標は全ての発電用原子炉に区別無く適用するべきものであること。

- ④安全目標は、原子力規制委員会が原子力施設の規制を進めていく上で達成を目指す目標であること。

- ⑤平成 25 年 3 月 6 日の原子力規制委員会に提出された論点のうちの残された論点に関する議論を含め、安全目標に関する議論は、継続的な安全性向上を目指す原子力規制委員会として、今後とも引き続き検討を進めていくものとする。